

新型コロナ対策実施店舗向け ステッカー

岐阜県では、「コロナ社会を生き抜く行動指針」や業界ごとのガイドラインに基づき感染防止対策を実施している店舗に対し、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を配布しています。

対象事業者

飲食店、小売業、サービス業などすべての事業者

※（風営法第2条第6項第1号、第2号、第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除く）



ステッカーの交付を受けたら

- ・ 感染対策の実施を利用客にPR！！
- ・ 専用WEBサイトで交付店舗をご紹介！！
- ・ 「ステッカー掲示」を交付条件としている支援策を受けられる！！

例）「岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」（第4弾、第5弾、第6弾）
「飲食店における飛沫感染防止対策事業費補助金」等
※各種支援策については、県ホームページをご覧ください。

※本ステッカー交付後に感染防止対策が遵守されていないことが確認された場合、ステッカーの取消しを行うことがあります。

申込方法

- 1.岐阜県公式ホームページから「申込書」と「宣言書」を取得してください。
 - 2.必要事項をご記入のうえ店舗が所在する市町村窓口にて提出してください。
- ※提出方法は市町村によって異なるために事前にご確認ください。



岐阜県 コロナ ステッカー

検索

